

三井住友信託ファンドラップの NISA 制度対応にあわせて、2025年3月24日付で以下の約款を変更いたします。

・「三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款」・「MRF(マネー・リザーブ・ファンド)取引約款」

【三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款 新旧対照表】

(変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
第7条（契約の終了） 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産（当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ）の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとします。その場合であっても、ファンド休業日等の影響により、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となることがあります。なお、以下2および3の場合において、お客さまがファンドラップの取引において特定口座をご利用の場合は、原則として、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います。 1. お客さま（約款に基づき権限を有する代理人を含みます）または当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合（ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとします） 2. お客さまの死亡の届け出があった場合 3. お客さまが日本国の非居住者となった場合（<u>海外への住所変更手続きをおこなった場合</u>） 4. お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合 5. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合	第7条（契約の終了） 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産（当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ）の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとします。その場合であっても、ファンド休業日等の影響により、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となることがあります。 1. お客さま（約款に基づき権限を有する代理人を含みます）または当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合（ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとします） 2. お客さまの死亡の届け出があった場合（<u>特定口座およびNISA口座をご利用の場合、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います</u>） 3. お客さまが日本国の非居住者となることに伴う住所や郵便物の送付先の変更手続きを行った場合（<u>特定口座およびNISA口座をご利用の場合、手続きの実施時点によっては一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行うことがあります</u>） 4. お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合 5. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合
第11条(運用等に関する指定事項) 1. 契約金額・運用タイプなどの運用等に関する指定事項(以下「指定事項」といいます)は、お客さまと当社にて協議の上、定めるものとします。指定事項には、商品区分、契約金額、運用タイプ、運用コース、運用スタイル、運用資金待機コース、エントリー分散、キャッシュポジション調整、利益払出、プロフィットロック・ロスカット、定時払戻、自動再投資があります。 (以下、変更無し。記載省略)	第11条(運用等に関する指定事項) 1. 契約金額・運用タイプなどの運用等に関する指定事項(以下「指定事項」といいます)は、お客さまと当社にて協議の上、定めるものとします。指定事項には、商品区分、契約金額、運用タイプ、運用コース、運用スタイル、運用資金待機コース、エントリー分散、キャッシュポジション調整、利益払出、プロフィットロック・ロスカット、定時払戻、自動再投資、<u>NISAオプション</u>があります。 (以下、変更無し。記載省略)
第12条（指定事項の内容） (1～12、変更無し。記載省略) (13～14、新設)	第12条（指定事項の内容） (1～12、変更無し。記載省略) 13. NISAオプション <u>(1)NISAオプションは、商品区分FW、FWPどちらにおいても選択できる指定事項です。ただし、三井住友信託ファンドラップを一般口座で利用している場合は、選択できません。</u> <u>(2)NISAオプションとは、NISA成長投資枠で組入投資信託（NISA対象銘柄のみ）を運用する機能です。</u> 14. NISA預け替え <u>(1)NISAオプションを選択している場合、NISA預け替えを申込できます。ただし、NISA預け替えの運用開始日の属する年のNISA利用可能枠が100万円未満の場合やNISA預け替えの運用開始日が12月となる場合は申込できません。</u> <u>(2)NISA預け替えとは、NISA対象商品を特定口座残高からNISA口座残高へ売買により預け替える機能です。</u>
第19条（投資信託委託業を営む関係法人等が設定する投資信託の顧客資産への組み入れ） (1～2、変更無し。記載省略)	第19条（投資信託委託業を営む関係法人等が設定する投資信託の顧客資産への組み入れ） (1～2、変更無し。記載省略)

3. 本条における関係法人等（当社が助言を行う非関係法人等を含みます）は次のとおりとします。 ①三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ②日興アセットマネジメント株式会社 (以下、変更無し。記載省略)	3. 本条における関係法人等（当社が助言を行う非関係法人等を含みます）は次のとおりとします。 ①三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ②日興アセットマネジメント株式会社 <u>2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に社名変更します。</u> (以下、変更無し。記載省略)
---	---

【MRF(マネー・リザーブ・ファンド)取引約款 新旧対照表】

(変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
1. 約款の趣旨 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます)との間の、日興アセットマネジメント株式会社が設定する日興 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の受益権(以下「MRF」といいます)の取引に関するお取り扱いについて定めます。 当社はこの約款の定めに従って申込者と MRF の取引に関する契約(以下「契約」といいます)を結びます。	第 11 条(運用等に関する指定事項) 1. 約款の趣旨 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます)との間の、日興アセットマネジメント株式会社が設定する日興 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の受益権(以下「MRF」といいます)の取引に関するお取り扱いについて定めます。 <u>2025 年 9 月 1 日、日興アセットマネジメント株式会社は、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に社名変更します。</u> 当社はこの約款の定めに従って申込者と MRF の取引に関する契約(以下「契約」といいます)を結びます。

以上